

栃木市告示第177号

令和7年5月30日付け栃木市告示第172号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係者は、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに栃木市に意見書を提出することができる。

令和 7年 6月 5日

栃木市長 大 川 秀 子



1. 縦覧期間

自 令和7年 6月 6日

至 令和7年 6月 19日

2. 縦覧場所

栃木市役所産業振興部農業振興課 栃木市万町9番25号

3. その他

（1）意見書の提出方法等

ア 意見のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。